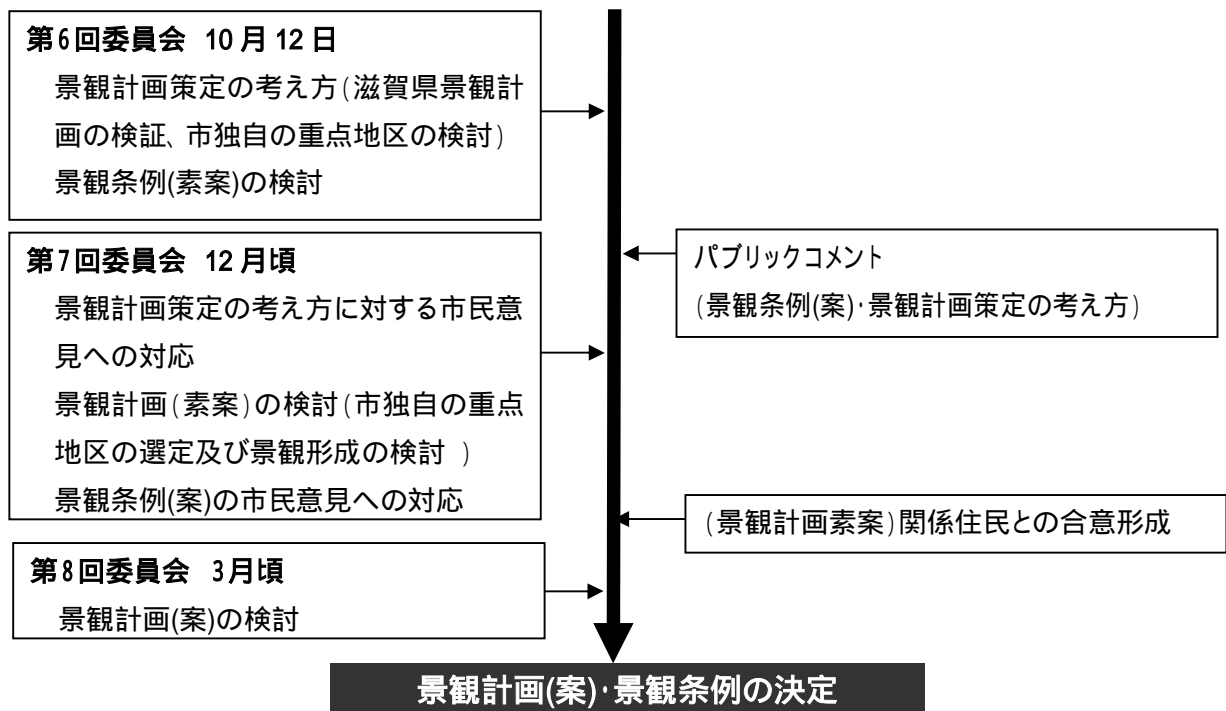


## 野洲市の景観を考える委員会での検討内容(第6回以降)



## 第6回委員会 10月12日-----

## 1. 景観計画策定の考え方の検討

## (1) 滋賀県景観計画の検証

野洲市の景観計画を策定するにあたり、「これまで運用されてきた滋賀県の景観計画の内容を踏襲することで問題が生じるか」について検証を行います。

滋賀県の担当者へのヒアリングでは「特に内容の変更が必要となるような問題は生じていない」との回答が得られていることから、当面は、滋賀県の景観計画の内容を踏襲することとします。

なお、野洲市独自の景観重要区域を検討する中で、整合性を図る必要から一部修正が生じることも考えられます。

滋賀県景観計画の区域		内容の記載頁
景観重要区域	琵琶湖景観形成地域	P24 (2) 基本方針
	琵琶湖景観形成特別地区	P26 (3) 類型別景観特性と景観形成の方向(野洲市では、ヨシ原樹林景観、砂浜樹林景観、河畔林景観、田園湖岸景観が該当します。) P29 2 (2) 景観形成基準の考え方
	沿道景観形成地区	P40 (2) 基本方針 P41 (3) 類型別景観形成の方向(野洲市では、田園集落景観、市街地景観、伝統的市街地景観が該当します。) P42 2 (2) 景観形成基準の考え方
景観重要区域以外		P58 1 良好な景観形成に関する考え方 P58 2 (3) 基本的考え方

## (2) 市独自の重点地区の検討

上記以外で、重点的に景観形成を図る「重点地区」について検討します。

まず、これまで検討いただいた『景観形成方針』P17 の『重点地区』設定方針にもとづき、重点地区の候補地区を選定します。

次に、候補地区について、対応の優先順位の定め方を検討します。それを踏まえ、特に早急に対応が必要な地区を、1～2地区程度想定します。

### 2. 景観条例(素案)の検討

景観条例(素案)について検討していただきます。

検討していただく内容は、第5回委員会で提示した参考資料をイメージしておいてください。

## パブリックコメント-----

第6回委員会で検討していただく、「景観条例(案)」や「景観計画策定の考え方」についてパブリックコメントを実施します。

## 第7回委員会 12月頃-----

### 1. 景観計画策定の考え方について

パブリックコメントで頂いた市民意見への対応を踏まえ、「景観計画策定の考え方」を決定していただきます。

### 2. 景観計画(素案)の検討

上記「景観計画策定の考え方」から、第6回委員会での想定を参考に、最初に重点地区へ位置付ける地区を選定していただきます。

選定していただいた地区について「届出対象行為」、「行為の制限の具体的な基準」について検討していただきます。

### 3. 景観条例(案)の最終検討

パブリックコメントで頂いた市民意見への対応を踏まえ、景観条例(案)を決定していただきます。

## 関係住民との合意形成(景観計画)-----

野洲市が、景観計画(素案)について、関係住民に合意形成を図っていきます。

## 第8回委員会 3月頃-----

### 景観計画(案)の検討

景観計画(素案)に対する関係住民の意向を踏まえ、景観計画(案)を検討いただきます。